

第6章 実施計画

第1節 『吉賀町地域福祉計画』実施計画

基本目標1 人と地域が自立し支えあう温もりあふれるまちづくり

方策1 地域でのつながりや交流を深める

取り組み事項	行政の役割	具体的展開	年度スケジュール					
			R3	R4	R5	R6	R7	
①昔ながらの近所付き合いの実践	行政の役割① 住民や自治会等と積極的に関わり、近所づきあいの大切さについて啓発します。	各地区連合自治会の集まりに出席し、意見交換等を行い、近所付き合いの大切さについて話し合う場を確保します。	毎年1回	→				
	行政の役割② 民生委員児童委員による見守り活動を継続します。	民生委員児童委員による、児童生徒に対する登校時のあいさつ運動を継続します。	毎年2回	→				
③見守り活動による地域での孤立や孤独の解消	行政の役割③ <u>ゲートキーパー</u> ※を養成し、住民の孤独感の解消や心のケアを行います。	ゲートキーパー養成の講習会を毎年開催します。	毎年1回	→				
	行政の役割④ 地域や社協と協働で見守り体制の充実を図ります。	新たなモデル事業を実施し、担い手確保・後継者育成等の支援策を充実します。	施策検討	実施	検証・改善	→		
	行政の役割⑤ 新たな安否確認システムの構築を検討します。	地域支えあい会議を活用し、地域でできる見守り体制の検討を行います。	毎年3回	→				

※ゲートキーパー・・・地域や職場で発せられる自死のサインにいち早く気づき、適切な対処を行い、専門相談機関へつなぐ役割を担う人のこと。

方策2 ふれあいサロンを基盤にしたボランティア育成と地域福祉の推進

取り組み事項	行政の役割	具体的展開	年度スケジュール				
			R3	R4	R5	R6	R7
① 地域住民による主体的なサロン活動の実現	行政の役割⑥ ふれあいサロンの運営が安定して行えるよう、地域や社協と一緒に対策を検討し、必要な支援を行います。	行政の役割④に同じ	施策検討	実施	検証・改善	→	
② サロン活動の継続や後継者、担い手確保のための方策	行政の役割⑦ 送迎体制の充実や運営に必要な具体的支援策を検討します。	行政の役割④に同じ	施策検討	実施	検証・改善	→	
③ ボランティアの育成と生きがい対策	行政の役割⑧ ボランティア養成講座を充実し、手話通訳や要約筆記などのボランティア活動家を増やします。	手話通訳・要約筆記従事者の養成を行います。	養成講座	→			

方策3 暮らしの中の不安や悩みの解消

取り組み事項	行政の役割	具体的展開	年度スケジュール					
			R3	R4	R5	R6	R7	
① 身近な相談相手の確保	行政の役割⑨ 町の広報誌やホームページで、総合相談窓口の普及に向けた情報提供を行います。	吉賀町福祉センターに設置した総合相談窓口について広く周知を図っていきます。	広報活動	→				
② 健康づくりや介護予防の取り組みの充実	行政の役割⑩ 地域での活動に保健師等を派遣し、健康づくりや介護予防の取り組みの一層の推進を図ります。	ふれあいサロンを中心に「いきいき百歳体操」の普及を図ります。	実施地区 29箇所	実施地区 30箇所	実施地区 31箇所	実施地区 32箇所	実施地区 33箇所	
	行政の役割⑪ 訪問給食*サービスの充実に向け支援策を検討します。	訪問給食サービスに携わるボランティアの確保、見守り活動の強化について社協と協力して改善に取り組みます。	検証・改善	→				
③ 買い物不便地域対策の検討	行政の役割⑫ 商工会や社会福祉協議会、自治会と連携し情報共有をはかり、地域に必要な買い物支援策の検討を行います。	地域支えあい会議等でモデル事業を検討し実施します。	事業検討	モデル地区 指定・試行	評価検証	実施	→	
④ 生活困窮者への相談支援の充実や実効性のある具体的対策	行政の役割⑬ 生活困窮者自立支援対策が充実するよう、自立相談支援機関と連携して支援策の充実を図ります。	自立相談支援機関と密に連携するため、毎月会議に参加し、生活困窮者の情報共有等に努めます。	毎月1回	→				

*訪問給食・・・高齢者等の栄養のある食事の確保のために配食を行う。現在は、週に2回程度夕食分を配達している。

方策4 地域福祉の意識の醸成

取り組み事項	行政の役割	具体的展開	年度スケジュール					
			R3	R4	R5	R6	R7	
① 協働により進める地域福祉の意識啓発	行政の役割⑭ 推進会議で出された解決策を制度化し、地域や社協等と連携し取り組みます。	地域支えあい推進会議から出された、地域課題の解決のための施策検討を毎年1回実施します。	地域課題整理・施策検討	→				
② 福祉教育の推進	行政の役割⑮ 教育委員会と連携し学校教育における福祉教育を推進し、幼少期から人権や福祉への関心を持ち、地域での助け合いや支えあいを、自ら考え行動できる人材の育成を図ります。	小中学校のサマーボランティア※事業を活用し、地域福祉の大切さを啓発します。	サマーボランティア活動における啓発	→				
③ 活動財源の確保	行政の役割⑯ 社協と協力し共同募金活動を推進します。	広報誌等活用し、広く周知を図っていきます。	広報活動	→				

※サマーボランティア・・・小学生、中学生、高校生が夏休みを利用して行う、保育所や老人ホーム等でのボランティア活動。

基本目標 2 誰もが安心して福祉サービスを受けられる地域づくり

方策 1 生活に必要な福祉に関する情報入手と相談窓口の設置

取り組み事項	行政の役割	具体的展開	年度スケジュール					
			R3	R4	R5	R6	R7	
① 情報提供体制の充実と誰もが気軽に相談できるワンストップ相談窓口※の設置	行政の役割⑰ 総合相談窓口の周知・広報を行います。	子育て等に係る総合的窓口設置について広報を活用した周知を行います。	広報活動	→				
	行政の役割⑱ 子育て及び子育て支援に関する講習等を実施します。	子育て等に係る総合的窓口設置について広報を活用した周知を行います。	年1回以上実施	→				
② ふれあいサロンや地域支えあい会議を活用した福祉情報の共有	行政の役割⑲ コーディネーター※の確保・育成を支援します。	コーディネーターを対象とした地域づくりに関する研修会を開催します。	年1回以上開催	→				
	行政の役割⑳ ふれあいサロンを地域で継続できるように新たな支援策を創設します。	行政の役割④に同じ	施策検討	実施	検証・改善	→		
③ 保健福祉に関わる委員の活動支援	行政の役割㉑ ひきこもり支援や災害時の支援などの課題について、研修会を開催するなど民生委員児童委員の活動を支援します。	町主催の研修会を毎年1回以上開催し、民生委員児童委員の活動を支援します。	年1回以上開催	→				
	行政の役割㉒ 民生委員児童委員の活動内容等について広報等を活用し広く住民に周知し、地域に根差した民生委員児童委員活動の実現を図ります。	民生委員児童委員の活動内容を毎年広報誌で紹介し、地域への周知を図ります。	年1回広報掲載	→				

※ワンストップ相談窓口・・・ひとつの窓口で、あらゆる相談に対応する相談体制のこと。必要に応じて様々な団体や機関と連携を図る。

※コーディネーター・・・ある要望とそれに対応する人やサービスなどを調整する人のこと。

方策2 多様な福祉サービスの基盤の整備

取り組み事項	行政の役割	具体的展開	年度スケジュール					
			R3	R4	R5	R6	R7	
①福祉サービス基盤の充実	行政の役割⑳ <u>介護予防・日常生活支援総合事業</u> の充実を図り、在宅福祉サービスを推進します。	住み慣れた自宅で生活できるよう介護予防・日常生活支援総合事業や在宅福祉サービス基盤を整備します。	施策検討	実施	検証・改善	→		
	行政の役割㉑ 障がい者にとって安心して住み続けられるよう必要な施設整備や、サービスや相談支援体制の充実を図ります。	吉賀町障がい者施設整備基本計画に基づき整備した施設の運営・充実していきます。	地域活動支援センター運営	→				
②人材確保・サービスの質の向上	行政の役割㉒ 事業所に対し、実地指導、集団指導、監査を厳正に実施します。	法令等に基づき必要な指導・監査を毎年実施します。	毎年実施	→				
③適切なサービス利用の促進	行政の役割㉓ <u>地域ケア会議</u> ※を活用し、多職種間の連携を図り、速やかで効果的なサービスを提供できるよう取り組みます。	地域ケア会議を適時開催し、多職種連携による効果的なサービスを提供します。	地域ケア会議開催	→				

※介護予防・日常生活支援総合事業・・・介護保険の改定により、地域の実情に応じて、住民等の多様な主体が参画し、地域の支え合い体制づくりを推進し、要支援者等に対する効果的かつ効率的な支援等を可能とすることを旨とするもの。

※地域ケア会議・・・地域包括ケア実現のため、地域の実情にそって、地域資源をどのように構築していくべきか、課題を的確に把握し、解決していく手段を導き出すための会議です。具体的には、多職種で話し合う場を設け、問題解決にあたるものです

基本目標3 地域で安心して暮らすための基盤づくり

方策1 福祉サービスを必要とする人の人権の確保

取り組み事項	行政の役割	具体的展開	年度スケジュール					
			R3	R4	R5	R6	R7	
① 権利擁護の促進	行政の役割⑳ 成年後見制度※や日常生活自立支援事業※について広報等で周知を図ります。	広報誌に掲載し、権利擁護についての正しい知識と制度の周知を図ります。	年1回 広報掲載					
② 虐待防止体制の充実	行政の役割㉑ 通報があった場合迅速に対応できるよう虐待防止対応マニュアルの充実を図ります	すべての虐待事例に迅速に対応できるよう、虐待防止対応マニュアルの見直しを行います。	マニュアル 見直し					

※成年後見制度・・・精神上の障害（知的障害、精神障害、認知症など）により判断能力が十分でない方が不利益を被らないように 家庭裁判所に申立てをして、その方を援助してくれる人を付けてもらう制度。

※日常生活自立支援事業・・・認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等のうち判断能力が不十分な方が地域において自立した生活が送れるよう、利用者との契約に基づき、福祉サービスの利用援助等を行うもの。

方策2 誰もが暮らしやすい環境整備

取り組み事項	行政の役割	具体的展開	年度スケジュール					
			R3	R4	R5	R6	R7	
① 移動・外出支援の充実	行政の役割⑲ 「吉賀町地域公共交通網形成計画」に基づき、地域住民の生活に寄り添った公共交通体系の整備に取り組みます。	住民が、より利用し易い公共交通となるよう、運行形態や車両のバリアフリー化等、改善を図ります。	検証・改善					
② バリアフリーのまちづくり	行政の役割⑳ 公共施設のバリアフリー※化を一層推進します。	バリア点検を実施し、バリアの発見および改善を図ります。	点検年1回改善					
	行政の役割㉑ すべてのひとに必要な情報が伝わるよう伝達方法の改善を図ります。	既存の伝達方法に合理的配慮※が為されているか常に検証や改善を行います。	検証・改善					
	行政の役割㉒ 研修会や講演会等に手話通訳や要約筆記を配置します。	行政の役割⑧と同じ	養成講座					
③ ICT 化の促進	行政の役割㉓ ICT※化を推進し、医療と介護の情報のシームレス※化に協力します。	社協と協力して ICT 化を促進します。	施策検討					

※デマンドバス・・・定まった路線を走るのではなく、利用者の呼出しに応じるにより適宜ルートを変えて運行されるバスのこと

※バリアフリー・・・段差や物理的障壁などのバリアを取り除き、誰もが移動しやすく、使いやすい環境整備をすること。

※合理的配慮・・・障害者差別解消に基づき、障害のある方から何らかの配慮を求める意思の表明があった場合には、負担になり過ぎない範囲で、社会的障壁を取り除くために必要で合理的な配慮を行うこと

※ICT・・・Information and Communication Technology の略。インターネットをはじめとした通信技術を用いて円滑なコミュニケーションを図ろうとするサービスや技術のこと。

※シームレス・・・途切れのない、継ぎ目のない、縫い目のない、等の意味を持つ英単語。複数の要素が繋ぎ合わされている時に、その繋ぎ目が存在しない、或いは認識できない、気にならない状態のこと

方策3 災害時の避難等に必要な要支援者の把握や情報伝達

取り組み事項	行政の役割	具体的展開	年度スケジュール					
			R3	R4	R5	R6	R7	
① 要支援者の把握と地域防災の推進	行政の役割⑳ 災害時に民生委員児童委員や消防団などの関係機関に速やかに要支援者の情報が伝達できるよう体制を整備します。	情報の更新を定期的に行い、要支援者の状況把握に努めます。	毎年1回 状況調査	→				
② 災害時の支援体制	行政の役割㉑ 要支援者の把握を行い、災害時に迅速に避難誘導が行えるよう関係機関の連携を強化します。	情報の更新を定期的に行い、要支援者の状況把握に努めます。	毎年1回 状況調査	→				
	行政の役割㉒ 自主防災組織の立ち上げや維持について支援を行います。	行政の役割①に同じ	毎年1回	→				
	行政の役割㉓ 誰にも避難等の災害時に必要な情報が伝わるよう伝達方法の充実を図ります。	聴覚障がい者や外国人へのわかり易い情報伝達方法を導入します。	事業検討・実施	評価検証・改善	→			
	行政の役割㉔ 避難等での感染予防対策を徹底します。	マニュアル*に基づき感染予防を徹底します。	随時対応	→				
③ 安否確認や声かけ	行政の役割㉕ 緊急通報システム*やその他安否確認のための制度を検討します。	緊急通報システムについて、定期的に制度の周知を行います。	毎年1回	→				

*マニュアル・・・令和2年6月に吉賀町で策定した「避難所における感染症予防対策マニュアル」

※緊急通報システム・・・独居高齢者等が緊急事態発生時に契約先の警備会社等に異変を知らせるための装置のこと。